

出入国在留管理行政に関する最近の動向

令和6年1月31日
東京出入国在留管理局横浜支局

保護すべき者を確実に保護

9月以内

1 「補完的保護対象者」認定制度

- 条約上の難民ではないが、難民に準じて保護すべき者を保護（紛争避難民など）
- 安定した在留資格の付与、制度的裏付けのある支援の実現

1年以内

2 在留特別許可制度の適正化

- 申請手続の創設
- 考慮事情を明示
- 不許可の理由を告知する規定の整備
- 在留特別許可と難民認定手続を分離

9月以内

3 難民認定制度の運用の見直し

〔衆議院における修正事項〕

- 面接における申請者の心情等への適切な配慮
 - 難民の出身国情報の充実
 - 難民調査官の調査能力の向上
- 〔法改正事項ではない事項〕
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化

1年以内

6月以内

その他、デジタル証拠収集、16歳未満の外国人の在留カード等の有効期間の更新申請などに関する所要の改正

送還忌避問題の解決

1年以内

1 送還停止効の例外規定

- 現行法上、難民認定申請中は、何度でも、一律に送還が停止する（＝送還停止効）ところ、その例外規定を創設
 - ・ 3回目以降の申請者
 - ・ 3年以上の実刑前科者
 - ・ テロリスト等
- 3回目以降の申請でも、難民等と認定すべき「相当の理由がある資料」を提出すれば送還停止

2 罰則付きの退去等命令制度

- 現行法上、送還が特に困難な以下の者につき、退去を命令する制度を創設し、自ら帰国するよう促す
- ・ 退去を拒む自国民を受け取らない国の者
 - ・ 航空機内で送還妨害行為に及んだ者

3 自発的な帰国を促すための措置

摘発された者等でも、自発的に帰国する場合は上陸拒否期間を短縮（5年→1年）

収容を巡る諸問題の解決

1年以内

1 収容に代わる監理措置

- 監理人の監理の下で収容しないで退去強制手続を進める措置の創設
- 個別事案ごとに、逃亡等のおそれに加え、収容により本人が受ける不利益も考慮し、収容か監理措置かを判断
- 本人及び監理人に届出義務等（ただし監理人の義務は限定）
- 逃亡等の防止に必要な場合に限り保証金を納付
- 被収容者につき、3か月ごとに収容の要否を必要性的に見直す

2 仮放免の在り方の見直し

- 健康上の理由に基づく仮放免請求は、医師の意見を聴くなど、健康状態に十分配慮して判断すべきことを明記

3 適正な処遇の実施

- 常勤医師の兼業禁止を緩和
- 強制治療に関する規定(拒食対策)
- 制止要件の明記
- 3か月ごとの健康診断
- 職員への人権研修の実施 など

ウクライナ人の在留状況及び最新の避難民に関する情報

- ◆ 令和3年末時点ウクライナ人在留者数 1,915人
- ◆ ウクライナからの避難民受入れ数 2,589人
(令和4年3月2日(総理による受入れ表明日)～同6年1月24日時点・速報値)
・男女別：男 734人、女 1,855人
・年代別：18歳未満 443人、18歳以上61歳未満 1,791人、61歳以上 355人
・入国時身元保証人なし 322人
- ◆ ウクライナ避難民の在留者数(在留資格別)(令和6年1月24日時点・速報値)
・全在留者数 2,102人
(うち 特定活動 1,934人、短期滞在 11人、その他 157人)
- ◆ 一時滞在施設等入所者数 50人(令和6年1月24日時点・速報値)

ウクライナ避難民全体への支援

- ◆ ウクライナ避難民ヘルプデスクの設置
・ウクライナ語、ロシア語対応
・土日祝を含めた電話・メール対応、メンタルヘルスに係る専門家相談
- ◆ 在留ウクライナ人への支援の申出窓口
・出入国在留管理庁で支援の申出を受け付けるための案内を同庁HPに掲載
- ◆ 情報提供等のためのサイトの設置
・我が国が提供する支援等に関する情報を郵送、メール及びHP等で提供
・支援申出のあった物品・サービスをマッチングするためのサイトを開設
- ◆ 在留資格について柔軟な対応
・「特定活動(1年・就労可)」に迅速に変更するなど、柔軟な対応
・在留資格を変更することで、住民登録、在留カードの発行、国民健康保険の加入等が可能になる。

※従前実施していた渡航支援及び「ウクライナ避難民であることの証明書」の発行は令和5年11月30日で終了

【参考】

- ・日本語教育の支援(文化庁) ・就労支援(厚生労働省)

政府全体の検討体制

- ◆ ウクライナ避難民対策連絡調整会議
- ◆ ウクライナ避難民の対応に関するタスクフォース

出入国在留管理庁の体制等

- ◆ 法務省ウクライナ避難民受入れ支援対策本部
- ◆ 出入国在留管理庁ウクライナ避難民受入れ支援対策PT
- ◆ 地方出入国在留管理官署ウクライナ避難民受入支援担当(計66か所)

ウクライナ避難民受入支援事業の委託に係る経費

- ◆ 令和3年度(約5.2億円)に引き続き、令和4年度予備費の使用が決定(約19億円。令和4年6月28日閣議決定)

身元引受先のない人への支援

- ◆ 一時滞在施設及び生活支援住居の提供
- ◆ 生活費等の支給
・生活費日額 2,400円(一時滞在施設滞在中等は減額)
- ◆ 日本語教育の実施
・一時滞在施設において日本語教室を開設
- ◆ カウンセリング、行政手続支援等
・来日時における健康状態・ストレス度等のチェック
・健康診断・カウンセリング
・在留資格変更、住民登録、口座開設等の手続支援
- ◆ 地方自治体・民間企業等とのマッチング
・令和6年1月24日までに、204世帯303人のマッチングが成立

【参考】

- ・身元引受先のある人については、日本財団が支援を実施
※令和5年3月9日、申請数が上限に達したとして、申請の受付を終了

地方自治体への情報提供等

- ◆ 全自治体向けオンライン説明会の実施(令和4年4月21日)
・避難民に対する生活費等の支援、我が国での教育、就労、医療・介護、保育・子育て、日本語教育等に関する支援等について担当省庁から説明
- ◆ 地方自治体への情報提供とウクライナ避難民受入支援担当による相談対応
・避難民に提供した情報について、全国の自治体に提供
・避難民支援担当が各自治体と連携し、ニーズの把握、相談対応等実施

補完的保護対象者認定制度

補完的保護対象者認定制度とは

- 紛争避難民など、難民条約上の難民以外の者で、難民の要件のうち、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（①人種、②宗教、③国籍、④特定の社会的集団の構成員であること、⑤政治的意見）であること以外の要件を満たす者を保護する制度

補完的保護対象者が享受できること

- 原則として在留資格「定住者」を付与
- 「定住支援プログラム」に参加可能
- 永住許可の要件の緩和

定住支援プログラムとは

- 補完的保護対象者として認定された者やその家族が、日本で自立して安定した生活を送ることができるようになることを目的とした支援プログラム
 - ・日本語教育や生活ガイダンスを内容としている。
 - ・プログラム受講中に生活支援を受けられる場合がある。
 - ・第1回定住支援プログラムは2024年4月開始予定。

※現在の国からのウクライナ避難民への支援は、補完的保護対象者の認定制度に基づく支援へ移行予定。

技能実習制度及び特定技能制度の在り方の検討

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催

- 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(以下「関係閣僚会議」という。)の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として開催。

中間報告書の法務大臣への提出

- 第7回(令和5年4月28日)までの会議での議論を踏まえた中間報告書が、令和5年5月11日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

最終報告書の法務大臣への提出

- 令和4年12月から16回にわたり開催された有識者会議での議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された。

外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証等

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ
 (令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)
 (令和5年6月9日一部変更)

(総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証制度の検討等)

- 生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援(例: ニーズやレベルに応じた日本語の学習のための支援等)につなげることでできる人材(「外国人総合支援コーディネーター(仮称)」)を育成するための必要な研修内容や研修修了者の配置を検討し、これらを順次実施する。また、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を得る。

外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・活躍等《4》、《30》、《65》、《86》

5年後の目標	生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることでできる人材を育成し、適切な配置を促進することにより、外国人が速やかに適切な支援を受けられるようにする。						
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上の困りごとを抱える外国人を適切な支援につなげることでできる人材(「外国人総合支援コーディネーター(仮称)」)の育成に必要な研修を実施し、当該人材の専門性の確保や社会的認知の向上を図る。 ・高い専門性を有する支援人材の認証制度の在り方等について検討し、結論を出す。 						
	具体的施策	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	KPI指標
ロードマップ	外国人総合支援コーディネーター(仮称)の育成に必要な研修の実施及び認証の制度の在り方	有識者等と、コーディネーターの役割、資質等について検討、結論	有識者等の意見を踏まえ、コーディネーター研修の内容及び研修修了者の配置促進等について検討	検討結果を踏まえ、必要な研修等を順次実施			<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施回数 ・研修の修了者数 ・関係機関における研修修了者の就労状況(令和4年度(2022年度)及び5年度(2023年度)の検討結果を踏まえて検討)
			有識者等の意見を踏まえ、専門性の高い支援人材の認証制度の在り方等について検討し、検討結果を踏まえ、可能なものから順次実施				<ul style="list-style-type: none"> ・認証制度の実施状況

外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成・認証等

総合的な支援をコーディネートする人材の役割等に関する検討会

- 外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の役割、能力、育成等について検討することを目的として開催。※第1回開催：令和4年10月24日（これまで計5回開催）
- 外国人を適切な支援につなげるに当たっての課題と対応策、外国人支援コーディネーターの役割、必要な能力、育成等について、令和5年3月24日、検討結果報告書として取りまとめた。



外国人支援コーディネーターの養成の在り方等に関する検討会

- 外国人支援コーディネーターの養成研修の実施・運営に係る事項等について検討することを目的として開催。※第1回開催：令和5年7月4日（これまで計5回開催）

外国人支援コーディネーター研修カリキュラム等策定会議

- 外国人支援コーディネーターの養成に関し、研修カリキュラム等の検討・策定を行うことを目的として開催。※第1回開催：令和5年8月24日（これまで計2回開催）

ライフ・イン・ハーモニー推進月間の創設

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ
(令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)
(令和5年6月9日一部変更)

(啓発活動の推進)

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」を創設し、共生社会の実現をテーマとした各種啓発イベントを行うことを検討し、必要な啓発イベントを順次実施する。



啓発月間の創設

- 外国人との共生社会の実現に向けた意識の醸成・理解の促進を目的として、毎年1月1日から1月31日までを「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と設定。
- 初回となる令和6年の推進月間では、中央イベントである「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催するなど、各種広報・啓発活動を展開。

啓発イベントの実施

- 「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」（毎年1月1日から1月31日まで）における中央イベントとして、会場参加型イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を令和6年1月21日（日）に開催。